

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
オーダーリングシステム再リース契約	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成25年7月1日	NECキャピタルソリューション(株)東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6-1	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,596,670	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	
山陰労災病院第2放射線棟その他整備工事監理等業務	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 細川 和彦	平成25年7月25日	(株)伊藤喜三郎建築研究所 東京都豊島区高田2丁目17番22号	公募型プロポーザル方式により増改築工事基本計画・設計等を受託した業者であり、本業務は一連の業務であることから、会計細則第52条第6号に該当。	—	17,665,000	—	—	公募型プロポーザル方式により増改築工事基本計画・設計等を受託した業者であり、本業務は一連の業務であるため。	19	
プログラム変更(電子カルテシステム)	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年8月1日	(株)ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川西宮原一丁目7番38号	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	7,019,250	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
可搬型発電機及び発電機自動運転盤他賃借(豪雨に伴う緊急対応)	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 千葉 光穂	平成25年8月13日	(株)北辰エース 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45フォレスト 仙台ビル5階	集中豪雨による災害につき、早急に契約を締結しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	6,224,400	—	—	集中豪雨による災害につき、早急に契約を締結しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
仮設発電機設置及び高圧受電盤調査修繕(豪雨に伴う緊急対応)	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 千葉 光穂	平成25年8月13日	(株)北辰エース 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45フォレスト 仙台ビル5階	集中豪雨による災害につき、早急に契約を締結しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	5,374,950	—	—	集中豪雨による災害につき、早急に契約を締結しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
給水施設災害緊急修繕	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 千葉 光穂	平成25年8月27日	(株)伊藤羽州建設 秋田県大館市宇水門前75-4	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,415,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射線治療システム賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 山口 邦雄	平成25年9月1日	日本GE(株)GEキャピタル 神奈川県横浜市神奈川区新子安1-2-4	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,452,400	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	
端末セットアップ及び配置作業	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年9月1日	(株)ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川西宮原一丁目7番38号	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	7,497,000	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
プログラム変更(インターネットメールシステム)	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年9月9日	(株)サードウェア 千葉県船橋市飯山満町3丁目1575番地23	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	2,600,000	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
仮想サーバーリモートアクセス環境構築	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成25年9月13日	横河医療ソリューションズ(株) 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	2,887,500	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
平成25年度会計監査契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 細川 和彦	平成25年9月30日	有限責任あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1番2号	前年度の会計監査人選定委員会において、2年間の候補者として当該監査法人を選定済みであり、厚生労働大臣からも当該監査法人を会計監査人に選任する旨の通知があったため、会計細則第52条第6号に該当。	—	25,200,000	—	—	前年度の会計監査人選定委員会において、2年間の候補者として当該監査法人を選定済みであり、厚生労働大臣からも当該監査法人を会計監査人に選任する旨の通知があったため。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
----------	----------------------------	-------	-------------------	-----------------------------------	------	------	-----	----------	-----------------	----------------------	----

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」